

# 山口県農業振興地域整備基本方針

令和3年（2021年）9月

山 口 県



## 目 次

第 1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
1	農用地等の確保の基本的考え方	1
(1)	農地区分	1
(2)	農業振興地域制度の適切な運用	2
(3)	確保すべき農用地区域内の農地面積の目標	2
2	農業上の土地利用の基本的方向	3
(1)	農業地帯の区分	3
(2)	農業地帯別の土地利用の基本的方向	4
3	農用地等の確保のための施策の推進	5
(1)	農地の保全・確保と有効利用	5
(2)	農業生産基盤の整備	5
(3)	非農業的土地需要への対応	6
(4)	公用施設又は公共用施設の整備との調整	6
(5)	交換分合制度の活用	6
(6)	推進体制の確立等	6
(7)	本県農業の特性を踏まえた施策の推進	7
(8)	農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握	7
第 2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（農業振興地域として指定する地域の位置・規模一覧表）	8
第 3	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	10
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	10
2	農業地帯別の構想	10
(1)	瀬戸内海沿岸農業地帯	10
(2)	中央部農業地帯	11
(3)	北浦農業地帯	12
3	広域整備の構想	13
(1)	ほ場の整備	13
(2)	農業水利施設の整備保全	13
(3)	農道の整備	13
第 4	農用地等の保全に関する事項	14
1	農用地等の保全の方向	14
(1)	農用地等の保全の必要性	14
(2)	農用地等の保全の基本的方向	14
2	農用地等の保全のための事業	15
(1)	農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業	15
(2)	ほ場整備事業等による荒廃農地の解消	15
3	農用地等の保全のための活動	15
(1)	荒廃農地の発生防止と解消	15
(2)	荒廃農地を含む農地の担い手への利用集積の促進	16
(3)	棚田等の持続的な保全活動	16
第 5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	17
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	17
(1)	農地の集積・集約化の推進	17
(2)	農地の効率的な利用の促進	17
(3)	中核経営体の育成及び集落営農法人連合体の全県展開による経営発展	17
2	農業地帯別の構想（効率的かつ安定的な農業経営の方向性）	18

第6	農業の近代化のための施設の整備等に関する事項	19
1	重点作物別の構想	19
(1)	普通作物	19
(2)	園芸作物	19
(3)	畜産	20
2	農業地帯別の構想	21
(1)	瀬戸内海沿岸農業地帯	21
(2)	中央部農業地帯	21
(3)	北浦農業地帯	21
3	広域整備の構想	22
(1)	米麦・大豆乾燥調製貯蔵施設	22
(2)	果実集出荷施設及び貯蔵施設	22
(3)	野菜・花き集出荷施設及び予冷施設	22
(4)	畜産物流通施設	22
第7	農業を担うべき者の確保・育成のための施設及び体制の整備等に関する事項	23
1	農業を担うべき者の確保・育成のための施設及び体制の整備等の方向	23
(1)	中核経営体の育成	23
(2)	新規就業者の支援等	23
2	農業を担うべき者の確保・育成のための施設及び体制の整備等	23
3	農業を担うべき者の確保・育成のための活動	23
(1)	中核経営体等の育成と経営安定・発展の支援	23
(2)	就業希望者への啓発や相談活動の実施	23
(3)	円滑な就農への支援	24
(4)	農山漁村女性リーダー・女性経営参画者の育成	24
(5)	定年退職者等のU J Iターンの促進	24
(6)	企業等の農業参入の促進	24
第8	第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	25
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	25
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	25
(1)	地域などの主体性の発揮による取組	25
(2)	多彩な知恵や技をもつ女性・高齢者の役割発揮による取組	25
(3)	体験交流活動の推進	25
第9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	27
1	生活環境施設の整備の必要性	27
2	生活環境施設の整備の構想	27
(1)	農村整備	27
(2)	中山間地域総合整備	27
(3)	農村環境の確保	27

国においては、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)に基づき、令和2年(2020年)12月に、「農用地等の確保等に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)を変更しました。このため、県は、この基本指針の変更を受け、「農業振興地域整備基本方針」(平成28年(2016年)8月策定)を次のとおり変更します。

## 第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

### 1 農用地等の確保の基本的考え方

本県の農業振興地域<sup>注1</sup>の総面積は、令和元年(2019年)12月において約375.86千haであり、そのうち農用地(田、畑、樹園地、採草放牧地)が約49.52千ha存在します。この農用地のうち、集団的に存在する一定規模以上の農地や農業生産基盤の整備が実施された農地等は、優良農地として農用地区域に設定されており、その面積は約40.50千haとなっています。残りの約9.02千haは農用地区域以外の農用地(農振白地)です。

しかし、これらの農地も、近年の農業者の減少・高齢化等により、荒廃農地が発生したり、都市部近郊地域における農業以外の土地需要等により、農地の転用が行われたりするなど、年々減少する傾向にあります。

こうした中で、農用地等のうち農業生産にとって最も基礎的な資源である農地について、安定的な食料供給力の確保を図り、同時に農業生産活動が行われることにより生ずる多面にわたる機能(以下「多面的機能」という。)の適切な発揮を図る観点から、国の基本指針に定められた「農用地等の確保に関する基本的な方向」に基づき、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業<sup>注2</sup>の対象地等の優良な農地を農用地区域として設定する必要があります。

また、おおむね10年後に確保すべき農用地区域内の農地の面積の目標を定め、これらの農地を良好な状態で保全・確保し、将来にわたる農業生産の場としての有効利用を促進する必要があります。

さらに、農用地区域以外に存在する農地についても、農業生産に加えて市民農園や景観形成等の土地利用を促進するなど、県全体の農地の保全・確保と有効活用に努める必要があります。

これらのことを踏まえ、本県では農業振興地域内の農地を次の3つに区分し、農地の保全・確保と有効利用に努めることとします。

注1：総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められ、都道府県が指定する地域

注2：農業の基盤となる農地や農業用水等を確保するため実施される整備事業

#### (1) 農地区分

##### ア 生産振興農地

集団的に存在する農地又は土地改良事業若しくはこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある農地のように、農用地区域内の農地のうち生産性の高いものを「生産振興農地」とします。

当該農地は、最も優良な農地として位置付け、将来にわたり、農業生産を効率的に行うための農地とし、原則農業生産以外の利用を行わないよう努め、その保全・確保を図るものとします。

##### イ 多面的機能維持農地

中山間地域等に存在する小規模・未整備地、傾斜地その他生産条件の不利な農用地区域内の農地を「多面的機能維持農地」とします。

当該農地は、将来にわたり、農業生産に加えて多面的機能を十分かつ適切に発

揮するための農地としての利用を行うものとします。

## ウ 生産・生活農地

農用区域外の農地を「生産・生活農地」とします。

当該農地は、非農業的土地利用との調整を図りながら、農業生産に加えて非農家による農作物の生産活動や生活空間の景観形成等の土地利用を促進するものとします。

### (2) 農業振興地域制度の適切な運用

農用区域内農地の確保と地域の農業振興に関する考え方を示す農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画に関する事務は、自治事務とされており、県及び市町が主体的にその事務に取り組む必要があります。

したがって、県及び市町は、国の基本指針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて、農用区域に係る制度の適切な運用を図り、編入要件を満たす農地の積極的な編入や、除外の抑制等を通じ、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保していく必要があります。

### (3) 確保すべき農用区域内の農地面積の目標

これまでの農地面積の動向と将来予測を基本として、農業振興地域制度等の適切な運用による農地の農用区域への編入促進や農用区域からの除外抑制等及び、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき実施される各種施策の積極的な推進による荒廃農地の発生防止や解消などを勘案し、令和元年（2019年）12月における農用区域内の現況農地（荒廃農地を除く田、畑、樹園地）の面積約38.46千haに対して、令和12年（2030年）に確保すべき農用区域内の農地面積の目標を約38.12千haに設定します。

#### ◆確保すべき農用区域内の農地面積の目標

令和元年 農用区域内の現況農地の面積 約 38.46千ha

区 分	面 積
(すう勢)	△ 1.38千ha
農用区域からの農地(耕地)の除外	△ 0.09千ha
荒廃農地の発生(荒廃)	△ 1.28千ha
〔 これまでのすう勢が今後も継続した場合における 令和12年時点での農用区域内の農地面積 〕	37.08千ha
(施策効果等)	1.27千ha
農用区域への編入	0.08千ha
荒廃農地の発生(荒廃)の防止	0.37千ha
荒廃農地の解消	0.82千ha
(その他独自に考慮すべき事由)	△ 0.23千ha

※端数処理の関係上、合計と内訳の計が一致しないことがあります。

令和12年 農用区域内の農地面積の目標 約 38.12千ha

## 2 農業上の土地利用の基本的方向

### (1) 農業地帯の区分

本県は、本州の最西端に位置し、三方が海に開け、県土の中央に中国山地が東西に走り、その中に小規模連山・盆地台地丘陵が展開していることから、瀬戸内海に面する山陽側の地域、日本海に面する山陰側の地域、東西に中国山系が広がっている内陸の地域に大きく三分されています。

気候は比較的温暖であり、平均気温は15℃内外、年間降水量は1,500～2,000mm程度ですが、内陸山間部は冷涼多雨の傾向にあります。交通網は、県内の各都市や山陽と山陰を結ぶ国道・県道、中国自動車道や山陽自動車道などの高速道路が整備されています。人口は、少子化と急速な高齢化の進行により減少傾向にあり、山口県人口移動統計調査結果（令和2年（2020年）10月1日現在）では、1,342千人となっています。（平成27年（2015年）同調査比 ▲4.5%）

経済的にみれば、山陽側は東西に都市がベルト状に連なり、第2次、第3次産業が主体をなし、山陰側は自然条件に恵まれ第1次産業が主体をなしています。

また、中国山系が広がっている内陸の地域は、急傾斜地が多く、中小の農業上の生産団地が点在する地域で、第1次産業が主体をなしています。

このように、本県は、自然的、経済的条件等が大きく三分されていることから、瀬戸内海に面している地域を「瀬戸内海沿岸農業地帯」、中国山系が広がる地域を「中央部農業地帯」、日本海に面している地域を「北浦農業地帯」として区分します。

地帯名	市町名	市町数
瀬戸内海沿岸農業地帯	下関市の一部(旧下関市、旧豊浦町)、宇部市 山口市の一部(旧徳地町、旧阿東町を除く。) 防府市、下松市 岩国市の一部(旧本郷村、旧錦町、旧美川町、旧美和町を除く。) 山陽小野田市、光市、柳井市 周南市の一部(旧鹿野町を除く。) 周防大島町、上関町、田布施町、平生町	10市4町 (4市は一部市域)
中央部農業地帯	下関市の一部(旧菊川町、旧豊田町) 山口市の一部(旧徳地町、旧阿東町) 萩市の一部(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村、旧福栄村) 岩国市の一部(旧本郷村、旧錦町、旧美川町、旧美和町) 美祢市、周南市の一部(旧鹿野町)	6市 (5市は一部市域)
北浦農業地帯	下関市の一部(旧豊北町) 萩市の一部(旧萩市、旧田万川町、旧須佐町) 長門市、阿武町	3市1町 (2市は一部地域)
計		13市5町

## (2) 農業地帯別の土地利用の基本的方向

農業上の土地利用の基本的方向としては、農業の規模拡大が見込まれる生産振興農地にあつては、農業生産性の向上を目指した農業生産基盤の整備、集落営農法人をはじめとする中核経営体や認定農業者などの担い手への農地の集積・集約化、地域資源の活用など、農業の振興発展に視点を当てた計画的な土地利用を推進する必要があります。

また、多面的機能維持農地や生産・生活農地においては、農業生産の振興に加えて、多面的機能の適切な発揮や都市住民の参加・交流等を通じた県土資源の適切な保全・管理に努めることが重要となっています。

このような基本的方向性を踏まえた上で、農業地帯別の土地利用の基本的方向について次のとおりとします。

### ア 瀬戸内海沿岸農業地帯

本地帯は、県内においても都市化の影響を強く受け、都市部及びその周辺地域においては今後とも非農業的な土地需要が予想される地域ではあるものの、河川流域を中心に大規模な農用地が開け、温暖な気象条件のもとに水稻、大豆、麦、野菜、花き、みかん等を中心とする果樹、畜産等多様な生産活動が展開されています。

今後も、温暖で日照に恵まれた気象条件を活かし、島しょ部で柑橘経営、沿岸地域で施設園芸経営、中・西部の平坦地で土地利用型農業経営を中心とした農業の振興発展に視点を当てた計画的な土地利用を推進する必要があります。

また、この地帯ではその地域性を活かして、農用地区域外の農地についても農業生産に加え、非農家による農作物の生産活動や生活空間の景観形成への利用など、地域住民の生活にゆとりと潤いを与えるための農業的土地利用を促進するものとします。

### イ 中央部農業地帯

本地帯は中国山系が広がり、農業と林業が地域産業の主軸をなしています。農業の形態は、東部の山村部と北西部の農山村部に大別できます。東部の山村部は、狭隘な棚田が多いほか、一戸当たりの経営規模も小さく、総じて過疎化の傾向の強い地域ですが、道の駅等の整備が進み、都市と山村部との交流や地域特産の農産物等の加工、販売等が積極的に行われています。

北西部の農山村部は、本県農業の中核的地位を占めており、農家の経営規模も比較的大きく、水稻を中心に大豆、麦、露地野菜、施設園芸、りんご・なし・ぶどう等の果樹、肉用牛及び乳用牛の生産等を組み合わせ、地域の特色を活かした複合経営を行っている農業者が多い地域です。

生産条件は厳しいところですが、今後も夏季の比較的冷涼な気象条件を活かした野菜、花き、果樹経営及び畜産経営の振興に視点を当てた計画的な土地利用を推進する必要があります。

### ウ 北浦農業地帯

本地帯はいずれも日本海に面しており、産業は農業、水産業、観光が主体をなしています。農業の形態は、北西部については経営規模が比較的大きく、水稻、大豆、麦、野菜、なし等を中心とする果樹をはじめ、肉用牛及び乳用牛の生産が行われるなど、本県の中核をなす農業地帯です。北部については、小規模な団地が点在する地域が多いものの、農業生産基盤整備と生活環境基盤整備が一体的に推進されてお



り、集落営農法人を設立し、地域全体として農業経営へ取り組むなどの動きが活発なところではあります。

冬季の日照条件には恵まれていませんが、温暖であることに加え、基盤整備が進んでいることから、今後も野菜経営や土地利用型農業経営を中心とした農業の振興発展に視点を当てた計画的な土地利用を推進する必要があります。

### 3 農用地等の確保のための施策の推進

#### (1) 農地の保全・確保と有効利用

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農業の持続的発展を図るためには、農地を保全・確保し、その有効利用を図っていくことが不可欠です。

このため、農振法に基づく農用地区域の設定等による計画的な土地利用や、太陽光発電等、新たな転用ニーズへの対応を踏まえた農地法に基づく適切な転用規制など、関係制度の適正な運用を推進し、無秩序な農地のかい廃等の防止に努めるものとしします。

また、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農地法に基づく遊休農地に関する措置等により、荒廃農地の発生防止や解消に努めるものとしします。

さらに、限られた資源である農地を有効に利用していくためには、意欲ある多様な農業者、とりわけ中核経営体や認定農業者などの担い手へ農地利用を集積・集約化していくことが不可欠です。具体的には、経営所得安定対策等の導入による農業経営の安定と国内生産力の確保に加えて、水田を中心とした土地利用型農業については、地域の実情に応じて、農業経営基盤強化促進事業等による利用権の設定や農地中間管理機構（本県では（公財）やまぐち農林振興公社）を通じた農地の貸付等の積極的な活用により、農地利用の集積・集約化の促進を図り、規模拡大に積極的に取り組むものとしします。

なお、農用地等の確保と利用の促進を図る観点から、必要に応じ、多面的機能維持農地については、棚田や急傾斜地などの条件を活かし、草地造成を伴わない低コストで省力的な飼養管理ができる山口型放牧（以下「山口型放牧」という。）等による荒廃農地等の活用のほか、棚田のオーナー制度、農作業ボランティア活動などによる都市農村交流を推進するとともに、生産・生活農地については、これらに加えて市民農園など非農家による農作物生産活動の場の確保などにも努めるものとしします。

#### (2) 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構との連携を図りつつ、環境との調和に配慮しながら農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化を推進するとともに、スマート農業技術の導入を可能にする農業生産基盤の整備、農業用排水施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進する等、農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を図るものとしします。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても、当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域へ編入し、整備するものとしします。

また、多面的機能維持農地や生産・生活農地についても、農用地等の確保と利用

の促進を図る観点から、耕作道や用排水路の整備を行うなど、当面農業生産を維持するために必要な基盤整備の実施に努めるものとします。

### **(3) 非農業的土地需要への対応**

生産振興農地は最も優良な農地として、多面的機能維持農地は農業生産に加え多面的機能を十分かつ適切に発揮すべき農地として、基本的に将来にわたり保全・確保していくべきであり、原則として農用区域からの除外を行わないこととしています。

しかし、一方では、非農業的土地需要に対して県土資源の合理的な利用の見地から適切に対応していく必要があり、やむを得ずこれらの優良農地を農用区域から除外する必要がある場合には、農用区域内農地の確保を基本とした、より適切かつ厳格な農振制度の運用を図るとともに、都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めながら除外を行うものとします。

市町が策定する農業振興地域整備計画は、今後の農業振興を図るため、長期的な展望に立って定められた基本的な計画であり、その安定性が確保される必要があることから、同計画の変更は、原則として、おおむね5年ごとに農振法第12条の2の規定により実施する基礎調査に基づいて行うものとします。

ただし、経済事情の変動その他情勢の推移により、基礎調査を待たずに非農業的土地需要に対応する必要があるときは、それがやむを得ないものであって、急を要するものと認められる場合に限り、同計画を変更するものとします。

### **(4) 公用施設又は公共用施設の整備との調整**

国又は地方公共団体が農用区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するために農用地利用計画を変更する必要がある場合であっても、農振法第16条に規定する国及び地方公共団体の責務にかんがみ、農振法第13条第2項に規定する農用区域の変更の要件を満たすよう努めるとともに、関係部局間で事前に調整、協議を行うよう努めるものとします。

なお、この調整、協議の結果、農用地利用計画の変更の必要がある場合には、遅滞なく、同計画の変更を行うものとします。

### **(5) 交換分合制度の活用**

農振法第13条の2に規定する交換分合は、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農用地の集団化その他農業経営の基盤強化に資することを目的として行う制度です。

そこで、農用区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し、権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとします。

### **(6) 推進体制の確立等**

農業振興地域整備計画の策定及び変更に当たっては、地域の振興や地球温暖化対策に関する計画などとの調和等、制度の円滑かつ適切な運用を図るため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、農業関係団体、商工関係団体、その他市町の関係団体、集落代表者などから必要に応じて幅広く意見を聴くものとします。

また、農地の有効利用に当たっては、市町、農業委員会、農業協同組合等の関係

団体が互いに連携を深め、地域における指導機能の強化を図るなど、市町が主体的に推進体制の確立等に努めるものとします。

#### **(7) 本県農業の特性を踏まえた施策の推進**

本県は、県土の約7割が山林であるため、中山間地域を中心に中小規模の集团的農地が分散し、大規模な集团的農地は少ない反面、沿岸部の中小都市と農村部が比較的隣接しており、農業生産の振興と併せて多面的機能の発揮にも資する素地が備わっています。しかしながら、その一方で、農業者の減少・高齢化が進行しており、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

このような状況下において、農地の保全・確保と有効利用を促進するため、非農業的土地需要に対する関係制度の適切な運用、農業生産基盤や近代化施設の整備、農地中間管理機構等による中核経営体や認定農業者などの担い手への農地の集積・集約化、省力化に向けたスマート農業を推進するものとします。さらには、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度による農地・農業用水等の保全と荒廃農地の発生防止、山口型放牧等による荒廃農地等の活用などの施策を総合的に推進するものとします。

一方、農用地区域外に存在する農地については、農業生産に加え、荒廃農地の発生防止等も視野に入れて、非農家による農作物の生産活動や生活空間の景観形成に利用するなど、非農業的土地利用との調整を図りながら、地域住民の生活にゆとりと潤いを与えるための農業的土地利用を促進するものとします。

また、農地の保全・確保の重要性や農山村の持つ多面的機能について県民の理解を深めるため、農山村のニーズと都市住民などを結びつける、やまぐちスロー・ツーリズムを総合的に推進することにより、体験・交流を通じた相互理解を促進し、地域の自主性に基づく実践活動を地産・地消の取組に発展させることで、農業・農山村を守り、育む取組を推進するものとします。

さらに、野生鳥獣による被害の防止を効果的に進めるため、市町、関係団体等と連携し、地域ぐるみの「生息地管理」、「防護」、「捕獲」による総合的な被害防止対策を推進するものとし、全県展開を図るとともに、中山間地域等直接支払制度等による集落での共同取組活動を推進するものとします。

#### **(8) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握**

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとします。

## 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

農振法第6条第2項及び基本指針の第3に規定する農業振興地域の指定の基準に照らし、農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置、規模等は次表のとおりです。

なお、指定予定地域の「総面積」は「予定面積」であり、市町の行政区域の面積から基本指針第3の(3)により、指定できない区域の土地の面積を除いたものです。

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
下関地域 (下関市)	下関市の区域のうち、都市計画法の市街化区域及び用途地域、飛行場(海上自衛隊小月航空基地及び下関基地)、規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 54,402ha (農用地面積 8,840ha)
宇部地域 (宇部市)	宇部市の区域のうち、都市計画法の用途地域、飛行場(山口宇部空港)、埋立地の一部等を除いた区域	総面積 18,797ha (農用地面積 2,197ha)
山口地域 (山口市)	山口市の区域のうち、都市計画法の用途地域、規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 58,897ha (農用地面積 9,169ha)
萩地域 (萩市)	萩市の区域のうち、都市計画法の用途地域、規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 40,167ha (農用地面積 4,715ha)
防府地域 (防府市)	防府市の区域のうち、都市計画法の市街化区域、飛行場(航空自衛隊防府基地)、規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 6,556ha (農用地面積 2,291ha)
下松地域 (下松市)	下松市の区域のうち、都市計画法の市街化区域、規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 2,812ha (農用地面積 263ha)
岩国地域 (岩国市)	岩国市の区域のうち、都市計画法の市街化区域及び用途地域、飛行場(岩国飛行場用地)、自然公園法の国定公園の特別保護地区、規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 51,338ha (農用地面積 3,483ha)
光地域 (光市)	光市の区域のうち、都市計画法の市街化区域及び用途地域、規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 7,007ha (農用地面積 1,205ha)
長門地域 (長門市)	長門市の区域のうち、都市計画法の用途地域、規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 20,854ha (農用地面積 3,348ha)

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
柳井地域 (柳井市)	柳井市の区域のうち、都市計画法の用途地域、規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 7,192ha (農用地面積 1,915ha)
美祢地域 (美祢市)	美祢市の区域のうち、都市計画法の用途地域、規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 32,809ha (農用地面積 4,620ha)
周南地域 (周南市)	周南市の区域のうち、都市計画法の市街化区域及び用途地域、規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 36,454ha (農用地面積 2,255ha)
山陽小野田地域 (山陽小野田市)	山陽小野田市の区域のうち、都市計画法の用途地域、規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 9,125ha (農用地面積 1,310ha)
周防大島地域 (周防大島町)	周防大島町の区域のうち、自然公園法の国立公園の特別地域、規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 10,410ha (農用地面積 1,281ha)
上関地域 (上関町)	上関町の区域のうち、自然公園法の国立公園の特別地域等を除いた区域	総面積 3,299ha (農用地面積 492ha)
田布施地域 (田布施町)	田布施町の区域のうち、都市計画法の用途地域等を除いた区域	総面積 4,303ha (農用地面積 765ha)
平生地域 (平生町)	平生町の区域のうち、都市計画法の用途地域、規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 2,570ha (農用地面積 364ha)
阿武地域 (阿武町)	阿武町の区域のうち、規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 8,869ha (農用地面積 1,010ha)
山口県計 (13市5町)		総面積 375,861ha (農用地面積 49,523ha)

※ 表中の総面積は、農業振興地域の総面積です。

※ 表中の農用地面積は、農業振興地域内の農用地(田・畑・樹園地・採草放牧地)をいい、農用地区域内と農用地区域外(農振白地)の農用地の合計面積です。

※ 指定予定地域名、市町名、指定予定地域の規模は、令和元年(2019年)12月1日現在です。

### 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

#### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業生産基盤の整備に当たっては、農業上の土地利用の基本的方向に即して、地域の営農計画に基づき、農地や農業用水の適正な利用を総合的に推進し、併せて、多様な人々が住み続けられる農村の生活環境の整備を一体的に進める必要があります。

このため、良好な営農条件を備えた農地や農業用水の確保、有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するとともに、農業生産活動が行われることにより、県土・環境の保全等の多面的機能が十分に発揮されるように、地域の特性と環境との調和に配慮しながら、農地中間管理機構との連携を図りつつ、農地の区画の拡大、水田の高機能化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産基盤の整備を計画的に進めるものとします。

さらに、土地改良施設の円滑な整備・補修等の推進による施設の管理体制の改善を進めるとともに、多面的機能支払制度を導入し、地域ぐるみの活動により農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める取組を推進するものとします。また、こうした取組と中山間地域等直接支払制度等との連携を図ることにより、荒廃農地の発生防止や解消に努めるものとします。

なお、農業生産基盤の整備については、原則として農用地区域を対象に実施するものとしますが、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとします。また、地域環境の保全に関する計画と調和が図られるよう留意しながら、農道、農業集落排水施設等の整備を地域の実態に則して総合的かつ計画的に推進するものとします。

#### 2 農業地帯別の構想

##### (1) 瀬戸内海沿岸農業地帯

###### ア 田

- (ア) 都市への近接性を活かした高付加価値型農業の展開や生産性の高い土地利用型農業の促進を図るため、大区画ほ場の整備や水田の高機能化を進め、併せて農産物の流通のための農道整備を促進するものとします。
- (イ) ほ場の区画整理を実施する際に、農地の利用集積、換地手法の活用等による農地の集団化を積極的に進め、担い手への集積・集約化を図るものとします。
- (ウ) 水利条件については、かんがい用水不足地域における恒久対策を進めると同時に、ほ場整備実施時においては、営農の省力化を図るため、原則として用排水分離を基本とするものとします。特に生態系保全や景観保全機能など農業用水の持つ地域用水機能の十分な発揮に配慮した計画的な整備を進めるものとします。
- (エ) 農業用水路等の土地改良施設の機能が維持、発揮できるよう、県土・環境の保全等の多面的機能の発揮という観点も踏まえて、適切な施設の整備・更新を行うものとします。
- (オ) 都市が点在する地域においては、市民農園などの都市的土地利用に対するニーズに応えながら、都市近郊農業と調和のとれた豊かな農村空間を創造することにより、広く地域住民が多面的機能を楽しむことを基本に、農業的土地利用と非農業的土地利用の整序を進め、「都市との共生」を目指した多角的な

視点に基づく整備を推進するものとします。

## イ 畑

- (ア) かんばつ被害の解消と、野菜等集約的作目の振興のため、畑地かんがい施設の整備を進めるものとします。
- (イ) 農業機械の効率的利用を図るため、ほ場の区画整理、農道の整備を進めるものとします。
- (ウ) 農地の保全に必要な排水施設の整備を進めるものとします。
- (エ) ほ場整備の実施に当たっては、点在する畑の有効利用を図る観点から、畑地の集団化を進めるものとします。

## ウ 樹園地

- (ア) かんがい用水や防除用水の確保を目的に、かんがい施設の整備を進めるものとします。
- (イ) 農業機械・施設の効率的利用及び集出荷施設へのアクセス改善を図るため、農道及び園内作業道の整備を進めるとともに、団地化にも努めるものとします。また、高齢者等にも配慮した営農作業環境の整備を進めるものとします。
- (ウ) 農地保全に必要な排水施設の整備を進めるものとします。
- (エ) 特に県東部の樹園地地域においては、都市圏域からの近接性を活かした都市・農村交流による地域の活性化を図るため、市民農園、滞在型農園等の整備を進めるものとします。

## エ 採草放牧地

飼料資源等の生産基盤の確保を図る観点から、既耕地やその周辺の未利用地の一体的な草地整備及び放牧利用を進めるものとします。

## (2) 中央部農業地帯

### ア 田

- (ア) 棚田等区画が小さく不整形な農地を有する当地帯においては、水田の高機能化を進め、労働集約型、複合経営型等立地条件に応じた生産基盤の整備を推進するとともに、県土・環境保全、水源かん養等の多面的機能の維持・増進を図るものとします。
- (イ) ほ場の区画整理を実施する際に、農地の利用集積、換地手法の活用による農地の集団化を積極的に進め、担い手への集積・集約化を図るものとします。
- (ウ) 水利条件については、かんがい用水不足地域における恒久対策を進めると同時に、ほ場整備実施時においては、営農の省力化を図るため、原則として用排水分離を基本とするものとします。
- (エ) 農業用水路等の土地改良施設の機能が維持、発揮できるよう、県土・環境の保全等の多面的機能の発揮という観点も踏まえて、適切な施設の整備・更新を行うものとします。

### イ 畑

- (ア) かんばつ被害の解消と、野菜等集約的作目の振興のため、畑地かんがい施設の整備を進めるものとします。
- (イ) 農業機械の効率的利用を図るため、ほ場の区画整理や農道の整備を進めるものとします。
- (ウ) 農地の保全に必要な排水施設の整備を進めるものとします。

- (エ) ほ場整備の実施に当たっては、点在する畑の有効利用を図る観点から、畑地の集団化を進めるものとします。

#### ウ 樹園地

- (ア) かんがい用水や防除用水の確保を目的に、かんがい施設の整備を進めるものとします。
- (イ) 農業機械・施設の効率的利用及び集出荷施設へのアクセス改善を図るため、農道及び園内作業道の整備を進めるとともに、高齢者等にも配慮した営農作業環境の整備を進めるものとします。
- (ウ) 農地保全に必要な排水施設の整備を進めるものとします。

#### エ 採草放牧地

山林、丘陵地あるいは台地を利用した放牧を進めるとともに適切な草地の整備と更新を進めるものとします。

### (3) 北浦農業地帯

#### ア 田

- (ア) 本県農業の中核的地位を占める当地帯においては、大規模経営の展開ができるよう、大区画ほ場の整備と水田の高機能化対策を進め、併せて農産物流通の合理化や地域の活性化のための農道の整備を促進するものとします。
- (イ) ほ場の区画整理を実施する際に、農地の利用集積、換地手法の活用による農地の集団化を積極的に進め、担い手への集積・集約化を図るものとします。
- (ウ) 水利条件については、かんがい用水不足地域における恒久対策を進めると同時に、ほ場整備実施時においては、営農の省力化を図るため、原則として用排水分離を基本とするものとします。
- (エ) 農業用水路等の土地改良施設の機能が維持、発揮できるよう、県土・環境の保全等の多面的機能の発揮という観点も踏まえて、適切な施設の整備・更新を行うものとします。

#### イ 畑

- (ア) かんばつ被害の解消と、野菜等集約的作目の振興のため、畑地かんがい施設の整備を進めるものとします。
- (イ) 農業機械の効率的利用を図るため、ほ場の区画整理や農道の整備を進めるものとします。
- (ウ) 農地の保全に必要な排水施設の整備を進めるものとします。
- (エ) ほ場整備の実施に当たっては、点在する畑の有効利用を図る観点から、畑地の集団化を進めるものとします。

#### ウ 樹園地

- (ア) かんがい用水や防除用水の確保を目的に、かんがい施設の整備を進めるものとします。
- (イ) 農業機械・施設の効率的利用及び集出荷施設へのアクセス改善を図るため、農道及び園内作業道の整備を進めるとともに、高齢者等にも配慮した営農作業環境の整備を進めるものとします。
- (ウ) 農地保全に必要な排水施設の整備を進めるものとします。

#### エ 採草放牧地

山林、丘陵地あるいは台地を利用した放牧を進めるとともに適切な草地の整備



と更新を進めるものとします。

### **3 広域整備の構想**

農業生産基盤の整備については、市町の策定する整備構想・計画を基本としながら、地域の特性と環境との調和に配慮し、農地中間管理機構との連携を図りつつ、ほ場整備や農業用排水の整備・保全、農道の整備等について広域的な整備を積極的に進めるものとします。

#### **(1) ほ場の整備**

農業の生産性を向上させるため、環境との調和に配慮しつつ農地の区画の拡大、水田の高機能化等の整備を推進するものとします。この際、地域の特性に応じた土地利用型農業や高付加価値型農業の展開が、農業の持続的発展において重要な要素であることから、地域の地形・気象・土壌等の特性を十分に踏まえつつ、広域的な視点に基づき効率的かつ効果的な整備に努めるものとします。

#### **(2) 農業水利施設の整備保全**

農業水利施設は、農業生産はもとより水田などの農地と一体的に機能して、洪水や土砂流出の防止による県土の保全、地下水のかん養、河川状況の安定、親水空間の提供など環境の保全効果を発揮しており、これらの効果は下流の都市地域など流域全体に及んでいます。こうしたことから、今後は、多面的機能支払制度を積極的に導入し、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を適切に保全していくとともに、下流域一帯の農業用水を広域的かつ効率的に確保する基幹的農業用水利施設の整備・更新を進め、併せて生態系保全や景観保全機能など、農業用水の持つ地域用水機能の十分な発揮にも配慮した整備を推進するものとします。

#### **(3) 農道の整備**

地域の特性に応じた主産地形成を促進するため、生産から出荷に至る流通の合理化を図ることを目的として、広域的な視点に基づき適正に農業用施設等が配置された計画のもと、農道の整備と既存農道の機能保全対策を推進するものとします。

## 第4 農用地等の保全に関する事項

### 1 農用地等の保全の方向

#### (1) 農用地等の保全の必要性

農業・農村は、農業生産活動を通じ、食料の供給に加え、県土・環境の保全、水源のかん養、緑や景観の提供等の公益的機能や、更には地域文化の伝承、情操かん養等の機能も有し、多面的機能を発揮しています。

中でも、先人達が長い歴史の中で築き上げてきた農地や農業用排水路等の土地改良施設は、農業生産にとって最も基礎的な資源であると同時に、多面的機能を発揮する上でも重要な役割を担ってきています。

その一方で、近年、社会経済情勢が大きく変化を遂げる中、農山村部においては過疎化や高齢化の進行により活力が低下し、農地の荒廃化や土地改良施設の維持管理の粗放化が進むなど厳しい状況にあります。

こうしたことから、農業・農村が持つ本来の役割である食料の安定供給に加え、多面的機能の十分な発揮を図るために、その基盤としての農地や土地改良施設等を良好な状態で維持・保全し、かつ有効利用を図ることは、農業の持続的発展と農村の振興を図る上でも極めて重要となっています。

#### (2) 農用地等の保全の基本的方向

##### ア 瀬戸内海沿岸農業地帯

瀬戸内海沿岸農業地帯は、西部を中心に大規模な平地農業が展開されているものの、総じて都市近郊型の地域であり、都市への近接性を活かした高付加価値型農業と土地利用型農業が混在し、複合型農業が展開されています。

市街地周辺においては人口流入に伴う宅地化が進み、一部には人為的な農地のかい廃がみられるものの、近年、人間らしくゆとりと潤いに満ちた生活空間を求めて、自然環境の保全を視点とした農地等の多面的機能が評価されています。

こうした状況を踏まえ、今後は、土地利用の整序化をより明確にし、「農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保」を積極的に推進するとともに、非農業的土地需要にも応えながら、広く地域の人々が農業・農村の有する多面的機能を享受できるように、都市と農村が調和した施策を総合的に推進するものとします。

##### イ 中央部農業地帯

南部の平野部の外縁部から山間地に至るいわゆる中央部農業地帯は、本県農業にとって重要な地帯となっており、併せて、地勢上その多くが河川の上流域に位置することから、県土の保全や水源のかん養等の公益的機能を有するとともに、地域の文化伝承、情操かん養等の多様な機能も有するなど多面的機能を発揮しています。

その一方で、同地帯は、社会全体の環境変化を最も受け、過疎化や高齢化の進行による農村活力の低下は他の地域よりも著しく、これに伴う農用地の荒廃化や土地改良施設の維持管理の粗放化が起っています。

こうしたことから、今後、この地域においては、農用地等の保全とその有効利用に向けて、立地条件を活かした付加価値の高い農業等の展開を図るため、地域の実情に応じた農業生産基盤と生活環境基盤の一体的な整備を推進するとともに、簡易な土地条件整備等を推進するものとします。

## ウ 北浦農業地帯

日本海沿岸を中心とする北浦農業地帯は、他の地帯と比べると、平地農村が連続している地域であり、農業生産面において土地利用型農業における効率的かつ安定的な農業経営を可能とする生産基盤の整備が実施されています。

今後、この地帯において、より生産性の高い農業を展開するため、ほ場の大区画化と水田の高機能化を推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化を推進するものとします。

また、平地農村は、中山間地域とともに「ふるさとの風景」の原型を保つ地域であり、単に生産を支える生活の場としてだけではなく、自然と人間が織りなしてきた歴史や文化に溢れる農村環境を確保するために、その構成要素としての農用地等を活用しながら維持・保全を図っていくものとします。

## 2 農用地等の保全のための事業

### (1) 農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業

農地・土地改良施設等の災害発生の未然防止及び機能回復により、農業生産の維持を図るとともに、県土保全に資するため、ため池整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備、農地の保全に係る海岸の整備等を各種農業農村整備事業などにより実施するものとします。

特に、近年の局地的豪雨による災害の多発を踏まえ、老朽化が著しいため池の防災対策について、山口県地域防災計画に定められた「危険ため池」を計画的に整備・改修するものとします。

### (2) ほ場整備事業等による荒廃農地の解消

荒廃農地は、周囲の優良農地へ悪影響を及ぼすだけでなく、元来、農地や土地改良施設が持つ、県土・環境保全等の多面的機能の発揮を阻害することから、その対策の実施は単に農用地の確保のみならず、農業・農村全般の振興・発展にとって重要な課題となっています。

そのため、担い手の確保・育成や担い手への農地の集積・集約化等を推進するためのソフト事業の取組と併せて、換地手法の活用による農地の集積等を推進し、作業効率の向上による農業生産活動の維持・増進を容易にするほ場整備事業等のハード事業を積極的に実施することにより、荒廃農地の発生防止や解消に努めるものとします。

## 3 農用地等の保全のための活動

### (1) 荒廃農地の発生防止と解消

荒廃農地は、近年の農業者の減少・高齢化等により年々増加する傾向にありますが、食料の安定供給を確保するための農地の確保という観点から、その発生防止と解消は極めて重要な課題となっています。

そのため、中山間地域等直接支払制度の集落協定による集落全体としての取組をはじめ、多面的機能支払制度の地域住民・自治会等多様な主体の参加による共同活動、山口型放牧、中核経営体や認定農業者などの担い手への農地の集積・集約化等の各般にわたる事業を積極的に導入することにより、荒廃農地の発生防止と解消に努めるものとします。

## (2) 荒廃農地を含む農地の担い手への利用集積の促進

(一社)山口県農業会議、(公財)やまぐち農林振興公社、県農業協同組合中央会、県土地改良事業団体連合会等の関係団体との連携の下に農地中間管理事業等を活用し、中核経営体や認定農業者などの担い手へ、荒廃農地を含んで団地化された農地の集積・集約化を行い、農地の有効利用と荒廃農地の発生防止や解消に努めるものとしします。

## (3) 棚田等の持続的な保全活動

県内の中山間地域を中心に広く分布している棚田地域等の農地や土地改良施設は、山間地の立地条件を活かした特色ある農業生産の場であると同時に、県土・環境の保全や水源のかん養、農山村の美しい原風景の形成等の多面的機能を有しており、周辺地域の農業の展開や農山村の活性化を図る上で重要な役割を果たしています。

しかしながら、棚田地域等においては、過疎化や高齢化等の著しい進行により地域活力が低下し、荒廃農地が増加していく中で、農地等の有する多面的機能が低下し、土砂崩壊や洪水流量の増大等による災害が発生しやすくなっているとともに、農地等の荒廃化に伴う周辺農地への悪影響が顕在化しています。

このような状況の中、棚田地域等における保全活動が持続的に行われるとともに、農用地等の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、都市住民等の活動参加ネットワークの構築、地域住民活動を推進する人材の育成、農地や土地改良施設の保全・利活用及び整備等の促進に対する取組の支援を市町との連携のもとに行うものとしします。

また、棚田地域振興法による保全を図る棚田等の指定を推進するとともに、中山間地域等直接支払制度等の優遇措置を活用し、荒廃農地の発生を防止するなど、棚田等の保全に努めるものとしします。

## 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

#### (1) 農地の集積・集約化の推進

本県の農業生産の増大と生産性の向上を図るためには、農地の高度利用を基本としつつ中核経営体や認定農業者などの担い手への農地の集積・集約化を図ることにより、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が地域における農業生産の中核となるような農業構造の確立を目指す必要があります。

そのため、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、県下各地域の特性を活かした主要な営農類型のモデルを地帯ごとに検討した上で、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対して農地を集約化し、農地を効率的に利用し得るように努めるものとします。

具体的には、県レベルにおいては、県、(一社)山口県農業会議、(公財)やまぐち農林振興公社、県農業協同組合中央会、県土地改良事業団体連合会等の関係団体、市町レベルにおいては、市町、農業委員会、農業協同組合、県農林(水産)事務所等の関係団体が相互に十分な連携を図り、農業経営基盤の強化を促進する必要があります。

特に、水田を中心とした土地利用型農業については、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業等の積極的な活用を促すとともに、地域における話し合いを基本とした農地の集約化と規模拡大を図るものとします。

また、ほ場整備などの基盤整備事業等を実施する際に、集落段階での土地利用調整を行い、換地を契機とした利用権の設定、農作業受委託等を総合的に推進することにより、中核経営体や認定農業者などの担い手への農地の集約化を促進するものとします。

#### (2) 農地の効率的な利用の促進

本県の地形的、社会的条件等の下では、大規模な土地利用型農業の展開は厳しい状況にあることから、野菜、花き、大豆、麦、飼料作物などの畑作物と水稻とを組み合わせた効率的な土地利用を推進する必要があります。

そのため、地域における話し合い活動による合意形成を進め、耕地利用率の向上を図るとともに、都市部近郊においては、耕地利用率を向上させる観点から、荒廃農地等を有効に活用し、非農家にも生産活動への参加を促す市民農園の整備等を推進するものとします。

また、耕種農家と畜産農家との組織的な連携の下に、水田での飼料作物の作付けを拡大するための団地化、荒廃農地の放牧利用等地域全体の農用地の有効利用を推進するものとします。

#### (3) 中核経営体の育成及び集落営農法人連合体の全県展開による経営発展

中山間地域を多く抱え、小規模零細な農業構造の本県では、農業者の減少・高齢化、米をはじめとした農産物の生産と所得の減少、荒廃農地の増加等が進んでいます。

地域農業の持続的な発展を図るためには、効率的な農地利用が可能となり、多様

な人材を活かせる中核経営体の育成を進めるとともに、複数の法人等が出資して設立する集落営農法人連合体の全県展開を図り、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化や経営の複合化・多角化に向け、関係機関・団体が一体となった取組を推進するものとします。

また、省力化に向けたスマート農業技術の導入を推進するものとします。

## **2 農業地帯別の構想(効率的かつ安定的な農業経営の方向性)**

本県は、水稻を主体に、瀬戸内海沿岸地帯については、施設園芸、柑橘類を、中央部農業地帯については、野菜、落葉果樹、畜産を、北浦農業地帯については、畜産、野菜を農業振興の柱として、それぞれの地帯の特性に応じた多様な農業生産の展開を図っています。

引き続き、このような地帯の特性を踏まえつつ、水田を最大限活用し、需要と結びついた米・大豆・麦などの土地利用型農業の効率的な営農の展開を支援するとともに、農業経営の複合化による収益性の向上を図るため、高収益作物の導入及びその産地形成を進めるものとします。

### **(瀬戸内海沿岸農業地帯)**

消費市場に近接しており、冬季の日照条件にも恵まれていることから、これらの条件を活かした施設型の野菜、花きの経営確立を図るものとします。また、周防大島町を中心とする柑橘地帯については、労働の補完、作業条件の改善を図るものとします。西部を中心とした平坦では場整備の進んだ地域においては、農用地の利用調整を通じて連担化などの作業条件の改善を中心に、規模拡大を推進するものとします。

### **(中央部農業地帯)**

急傾斜地が多い、団地規模が小さい等、概して生産条件が厳しく、農業者の高齢化が進んでいることから、中核経営体の育成を加速化するとともに、夏季の比較的冷涼な気候条件を活かした野菜、花き、落葉果樹、畜産などの高付加価値型の経営の確立により、所得向上を目指すものとします。

### **(北浦農業地帯)**

概して基盤整備が進んでおり、生産性の高い園芸と畜産経営の確立を目指すものとします。特に、肉用牛の主産地として経営規模の拡大や省力化の推進を行い、優良牛の生産体制を強化するものとします。

## 第6 農業の近代化のための施設の整備等に関する事項

### 1 重点作物別の構想

#### (1) 普通作物

農業団体や実需者等と連携して、県産の米・大豆・麦の生産から流通・販売までの一貫した取組を強化するとともに、中核経営体や認定農業者等が生産の主体となり、水田を最大限に活用した米・大豆・麦等の産地づくりを推進するものとします。

また、水田フル活用ビジョンの見直し等を支援するとともに、その実現に向けた担い手組織や産地づくりの取組を支援するものとします。

#### ア 需要に応える産地の育成

J A等と卸売業者が協定を交わした結びつき米や、実需者等との契約に基づく新規需要米の取組を拡大するとともに、酒造業者と連携した「酒米」の生産など加工業者等からの需要に的確に応えるための中核経営体や認定農業者等における米・大豆・麦生産の拡大を図るものとします。

#### イ 高品質安定生産の確保

水田を最大限活用した2年3作体系等の取組を支援するとともに、栽培管理技術の徹底や機械化一貫作業体系の整備等による効率的かつ安定的な生産の取組を支援するものとします。

#### ウ 産地情報の発信

実需者との意見交換会や消費者交流会の開催等によるPR活動を実施するものとします。

#### (2) 園芸作物

担い手を核とした将来にわたって持続可能な園芸産地の形成を図るとともに、県産園芸作物の需要拡大に直結できる供給体制の整備を推進するものとします。

野菜については、中核経営体や認定農業者などの担い手を核とした持続的に発展できる産地づくりを進めるため、栽培開始時のリスク軽減に取り組むとともに、実需者との契約取引を広く取り入れ、需要の拡大に直結する仕組みづくりを推進するものとします。

果樹については、商品性の高い県オリジナル柑橘「ゆめほっぺ」や「南津海シードレス」をはじめとし、温州みかんや落葉果樹の単収向上、高生産性技術の導入促進による高品質果実の生産量拡大を推進するとともに、関係団体と連携して知名度の向上や加工需要の拡大を推進するものとします。

花きについては、生産、流通・販売、消費の代表者から構成される山口県花卉園芸推進協議会を核に、県産花きの需要拡大と生産組織活動の強化に取り組むとともに、ユリ（プチシリーズなど）やリンドウ（西京の初夏など）などの県オリジナル花きの生産拡大や大都市圏等への販路拡大を推進するものとします。

#### ア 重点品目の拡大

キャベツ・トマト等の需要の高い品目や「はなっこりー」等の県オリジナル品目について、産地拡大に向けた取組を支援するものとします。

#### イ 県オリジナル品種の育成と産地化

県産花きのブランド化と有利販売に向けて、花き業界から評価の高いユリ、リ

ンドウ等のオリジナル品種の育成、種苗費低減のため、優良種苗を低価格で安定供給できる体制づくりを推進するものとします。

#### ウ 担い手を核とする産地構造への改革

中核経営体や認定農業者などの担い手による園芸作物の新規導入・規模拡大に対して重点的な支援を行い、産地構造の改革を促進するものとします。

#### エ 需要に直結できる供給体制の整備

拡大する県産需要に対応するため、産地と販売協力店、中食・外食業者、加工業者等の幅広い実需者との契約取引を促進するものとします。

#### オ 自給力向上を目指した推進体制の整備

行政機関、農業団体等が連携し、一体となった推進組織の強化を図るものとします。

### (3) 畜産

新規就農者をはじめとした意欲ある多様な担い手の確保・育成を図るとともに、畜産クラスター事業<sup>注1</sup>等を活用した施設の整備、高性能作業機械や先進機器の導入等による生産効率の向上を推進するものとします。

また、コントラクター<sup>注2</sup>、ヘルパー、キャトルステーション<sup>注3</sup>等の外部支援組織の整備・活用による労力の軽減や、自給飼料の生産拡大を促進するとともに、慢性疾病を含めた家畜伝染病の発生予防、まん延防止及び清浄化に向けた的確な防疫措置を推進するものとします。

注1：畜産農家と地域の関連事業者等が連携して、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制を整備し、生産コストの低減や飼養規模の拡大、畜産物の高付加価値化等に向けた取組を支援する事業

注2：飼料生産等の作業を受託する組織

注3：農家で生産された子牛の育成受託施設

#### ア 乳用牛・肉用牛の増頭

乳用牛及び肉用牛は、畜産クラスター事業等を活用した施設・機械の整備による規模拡大や新規就農支援をはじめ、後継牛バンク<sup>注4</sup>の活用等による飼養頭数の維持・拡大を推進するものとします。

注4：酪農協が、酪農家に貸し付けた初妊牛から生産された乳用雌子牛を初妊牛に育成し、再び貸し付ける制度

#### イ 養豚・養鶏の生産性向上

養豚及び養鶏経営は、畜産クラスター事業等を活用した施設・機械の整備による規模拡大や生産性の向上を進めるとともに、飼料用米やエコフィード<sup>注5</sup>の活用によるコスト低減や高付加価値化を推進するものとします。

注5：食品製造副産物、余剰食品、調理加工時の食品残さ等を有効活用した飼料

#### ウ 自給飼料の生産・利用拡大

水田率の高い本県の特徴を踏まえ、水田を中心とした飼料作物の単収向上を推進するとともに、中核経営体等と連携した飼料用イネや飼料用米の計画的な生産や、先進技術を活用した山口型放牧の拡大、地域資源やエコフィード等の未利用資源の一層の利用を促進するものとします。



## エ 家畜衛生対策の充実・強化

家畜伝染病の発生予防を図るため、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした農場における防疫対策の一層の徹底を図るとともに、本県独自の高度衛生管理農場認定制度や農場HACCP<sup>注6</sup>を推進するものとします。

注6：農場における危害要因分析をした上で、危害の防止につながる重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理システム

## オ 資源循環型畜産の推進

家畜排せつ物の処理高度化施設の計画的な補改修や耕畜連携の強化、堆肥供給情報の積極的な提供による堆肥の適正管理と利用拡大を通じて、資源循環型畜産を推進するものとします。

## 2 農業地帯別の構想

水稲・大豆・麦については、中核経営体や認定農業者、生産組織などの担い手に農地の利用集積を進めながら、効率的生産に向けた施設整備に全県的に取り組むものとします。

このうち、水稲については、主食用米、飼料用米、加工用米等地帯別に数値目標を示しながら推進するものとします。大豆・麦については排水対策を実施し、団地化を促進するものとします。また、拠点集出荷・乾燥調製施設等については、計画的な整備を進めるものとします。

乳用牛及び肉用牛については、中核経営体や認定農業者を主な担い手として、畜舎や家畜排せつ物処理高度化施設等の整備及び自給飼料基盤の拡大等による環境に配慮した経営展開を全県的に取り組むものとします。

### (1) 瀬戸内海沿岸農業地帯

#### ア 野菜

冬季の温暖な気象を活かして、トマト、いちご等の果菜類の振興を図るためのパイプハウスや、キャベツ、たまねぎ等の露地野菜の振興のための機械化一貫体系の整備や需要に応えるための集出荷貯蔵施設の整備を進めるものとします。

#### イ 果樹

温暖な気象条件を活かして、温州みかんを中心とした生産を振興するため、園内作業道の整備による作業の省力化を推進するとともに、マルチ・ドリップ栽培など高品質果実を生産するための体制の整備を進めるものとします。

### (2) 中央部農業地帯

#### ア 野菜

夏季の比較的冷涼な気象を活かして、ほうれんそう、トマト等の生産を振興するためのパイプハウスなどの整備を進めるものとします。

#### イ 果樹

なし、ぶどう等落葉果樹の生産を振興するため、水田への新植による産地拡大を図るとともに、防風ネット、防蛾灯、強化棚等の施設整備を進めるものとします。

### (3) 北浦農業地帯

#### ア 野菜

いちごの生産を振興するためのパイプハウスや、キャベツ、たまねぎ等の生産を振興するための機械化一貫体系の整備を進めるものとします。

## イ 果樹

沿岸部を中心とした晩柑類については、園内作業道の整備による作業の省力化を推進するものとします。内陸部の落葉果樹については、新植による産地拡大を図るとともに、防風ネット、防蛾灯、強化棚等の施設整備を進めるものとします。

## 3 広域整備の構想

市場取引の大型化、品質や規格の統一、輸送手段や輸送技術の発達等に対処するため、産地間の協議調整を図りながら、広域的な施設等の整備を進めるものとします。

### (1) 米麦・大豆乾燥調製貯蔵施設

実需者や消費者の求める品質と量を安定的に供給するため、広域的な出荷体制の構築を進めるものとします。

県域の品質向上物流合理化施設と併せ、連携する既存の施設の再編・整備を一体的に進めるものとします。

### (2) 果実集出荷施設及び貯蔵施設

ロットの確保や高品質果実の出荷のため、光センサー選果機などを備えた集出荷施設の整備等を図るとともに、品質保持・向上を目的とした貯蔵施設、予冷・保冷施設の整備を進めるものとします。

### (3) 野菜・花き集出荷施設及び予冷施設

計画的、効率的集出荷のため、集出荷施設の整備等を進めるとともに、予冷施設の整備等による鮮度保持体制を整備するものとします。

### (4) 畜産物流通施設

#### ア 集送乳路線

集送乳コストを削減するため、タンクローリーの大型化や効率的な集送乳路線の編成を進めるものとします。

#### イ 家畜市場

出荷頭数等に応じた円滑かつ効率的な取引や、出荷者や購買者の利便性に配慮した施設整備等を計画的に進めるものとします。

## 第7 農業を担うべき者の確保・育成のための施設及び体制の整備等に関する事項

### 1 農業を担うべき者の確保・育成のための施設及び体制の整備等の方向

#### (1) 中核経営体の育成

地域農業の持続的な発展を図るためには、効率的な農地利用が可能となり、多様な人材を活かせる中核経営体の育成を図るとともに、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化や経営の複合化・多角化に向け、関係機関・団体が一体となった取組を推進するものとします。

#### (2) 新規就業者の支援等

(公財)やまぐち農林振興公社に、農林水産業への就農・就業希望者を対象とした総合相談窓口を設置し、「担い手支援日本一」の実現に向けて、市町等の関係機関や、農業者団体とも連携しながら新規就業者の募集・研修・就業・定着まで一貫した支援を行うものとします。

### 2 農業を担うべき者の確保・育成のための施設及び体制の整備等

農業者の減少・高齢化が進行する中、本県農業の持続的な展開を図るためには、中核経営体の育成や幅広い世代の新規就業者の確保、企業の農業参入の促進等により、農業の担い手の確保・育成を図るとともに、農業経営等への女性の参画の拡大、高齢者の活動の場の確保などを図っていく必要があります。

そのため、多様な担い手の確保・育成を図るために必要な施設の整備等を進めるとともに、農村女性や高齢者等が意欲と能力を十分に発揮しながら産地直売等の地域活動に取り組むための必要な施設の整備等を進めるものとします。

### 3 農業を担うべき者の確保・育成のための活動

就農のための相談活動の実施から、就農後の早期経営安定と定着に向けた技術、経営、資金等に関する支援など次のとおり多様な活動を行うものとします。

#### (1) 中核経営体等の育成と経営安定・発展の支援

中核経営体等の育成と農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約の加速化や経営安定化、経営の複合化・多角化による所得の増大などを支援するとともに、法人経営の継続・発展を担う人材の確保・育成を促進するものとします。加えて、農繁期等の労働力不足解消のための取組として農業労働力補完体制を構築し、労働力マッチング等の取組を進めるものとします。

さらに、複数の法人等が連携し共同事業を行う集落営農法人連合体の育成等を図り、規模拡大や多角化・多業化等によって主たる従事者の所得を確保し、本県農業の発展を支援するものとします。

#### (2) 就業希望者への啓発や相談活動の実施

(公財)やまぐち農林振興公社を総合窓口として、県内外の就業希望者に対し、就農に向けた啓発や支援制度等の説明会や大都市圏での相談会を開催するとともに、オンラインによる相談や情報誌やインターネット等による積極的な情報発信を行うものとします。

また、作業補完体制の構築による農業アルバイト等の体験を契機とした、新たな担い手候補者の確保を促進するものとします。

### **(3) 円滑な就農への支援**

円滑な就農に向けた技術研修や農地・住居の確保支援、さらには経営安定までの経済的な助成や経営指導など、新規就業者が定着できる支援体制を構築するものとします。

加えて、先進農業者が培った経営資産を新たな担い手に継承する取組を進めるものとします。

### **(4) 農山漁村女性リーダー・女性経営参画者の育成**

農山漁村地域を牽引する女性リーダー（生活改善士等）の活動促進を図るとともに、生産や地域活動に参画し、農山漁村を支える担い手となる女性の発掘・育成を図るものとします。

また、地域農林水産業をリードする中核経営体等において、女性経営者・経営参画者として多用に活躍できる女性「ステキ女子」の育成を通じて、山口県農林水産業の魅力アップ・農山漁村の輝き創出を図るものとします。

### **(5) 定年退職者等のUJIターンの促進**

移住・定住部署と連携し、大都市圏等における就農啓発・相談活動や、農業大学校での「やまぐち就農支援塾」による技術習得研修等を実施するとともに、地域での「営農塾」の取組を支援するものとします。

### **(6) 企業等の農業参入の促進**

他産業からの農業参入を促進するため、市町、農業団体、関係部局等と連携し、参入企業等のニーズや地域の実情に応じた支援を実施するものとします。

## 第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農山村地域の経済は、農林業及び地域資源を利用した地場産業を核として発展してきました。しかし、人口減少・少子高齢化の中、農業においても担い手が大きく減少し全国に比較して大幅に高齢化が進んでいることから、次代を担う新規就農者の確保・育成が急務となっています。

また、近年、地場産業にあつては、小規模経営に加えて、過疎化や高齢化により雇用機会が減少し、農業従事者の農業外就業の場は少なくなってきました。一方、農業にあつては、米をはじめとした農産物の価格の低迷等により農業所得は年々減少しているのが現状です。

このため、農林水産物を利用した加工販売施設の整備や交流の場の充実、ネットワーク化による交流人口の拡大など、地域資源を活用しながら住民が主体となった内発型の就業の場づくりを促進するものとします。また、農業経営においても従来の農産物の生産と出荷にとどまることなく、農産物の加工や販売の一体化による6次産業化、情報発信による都市地域との交流促進、ICT管理システムの導入など、多角的、企業的な農業経営や集落営農法人連合体の全県展開を図ることにより、農業従事者の安定的な就業を促進するものとします。

### 2 農村地域における就業機会の確保のための構想

地域資源を活かした地域活動・起業活動等を推進することにより、地域の活性化を図りながら農業従事者等の就業機会の確保に努めるものとします。

また、農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」を結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化の取組についても検討するものとします。

#### (1) 地域などの主体性の発揮による取組

農山漁村のニーズと、企業や都市住民などのマンパワーを結びつけ、体験・交流を通じた相互理解を促進し、地域の自主性に基づく実践活動を地産・地消の取組に発展させることで、農林水産業・農山漁村を守り育む取組を推進するものとします。

#### (2) 多彩な知恵や技をもつ女性・高齢者の役割発揮による取組

「第3次農山漁村女性に関する中長期ビジョン」等に基づき、女性・高齢者が保持する能力にあわせ、農山漁村の多様な地域資源を活用した女性起業活動や朝市、マルシェの直売活動など、地域活動等で役割発揮できる仕組みづくりを推進するものとします。

また、農山漁村女性起業活動については、「やまぐち農山漁村女性起業ネットワーク」活動の活発化を図り、「やまぐち農山漁村女性起業統一ブランド“やまみちゃん”」を活用した経営発展支援に取り組むものとします。

#### (3) 体験交流活動の推進

自然環境や伝統文化、人材などの地域資源を活かした取組を推進するとともに、

地域からの情報発信や交流施設等の充実を図り、農山漁村の生産・生活などの体験・交流を促進し、交流人口の拡大による地域の活性化を推進するものとします。

## 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

### 1 生活環境施設の整備の必要性

農村地域は、農業生産活動と生活が一体的に営まれている場であり、地域住民の社会活動が営まれることにより、県土・環境の保全、水源かん養、更には地域文化の伝承や情操かん養といった多面的機能が発揮されています。

しかし、近年の農村地域においては高齢化の進行に併せて兼業化や混住化が進行し、農業生産活動の低迷はもとより荒廃農地の発生や土地改良施設の維持管理の粗放化、更には本来農業・農村が有している多面的機能の低下や農村活力の低下など、農業・農村を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

そのため、農業生産基盤と農村地域の生活環境基盤を一体的に整備することを基本にしながら、農村地域社会の情勢の変化や農業構造の変化に対応した生活環境施設の整備を進め、農業従事者はもとより地域住民の良好な生活環境の確保、住民相互の連帯感と福祉の向上、健康増進、文化的活動の助長を図り、併せて地域における定住条件の整備や次代を担う農業後継者の確保を図ることが必要です。

### 2 生活環境施設の整備の構想

#### (1) 農村整備

快適で活力のある農村を実現するため、地域住民の参加を得て策定する「農村振興基本計画」に基づき、各種基盤整備を総合的に実施するものとします。

また、農村地域の生活環境を改善し、更には循環型社会を構築するため、し尿や生活排水を処理する施設の計画的な整備を行うものとします。

#### (2) 中山間地域総合整備

県土の約7割を占める中山間地域の一層の活性化を図るため、生産基盤整備と農村生活環境基盤整備を一体的に実施し、収益性の高い農業の実現と集落機能の再編・強化に努めるとともに、多面的機能をもつ棚田地域の保全整備など、地域の実情に即した整備を行うものとします。

#### (3) 農村環境の確保

農業農村整備事業の実施に当たっては、「環境との調和への配慮」が原則であることから、環境との調和に配慮し、豊かな生態系や景観等を保全するため、有識者からなる「農業農村整備事業環境情報協議会」での検討結果や市町が作成する環境配慮の基本方針である「田園環境整備マスタープラン」に基づき、地域の特性に応じた多自然型の整備を推進するものとします。